



▲子どもたちが住みよい街に

家族の絆を大切に

問 高齢の親との同居、あるいは親が近くに住むための推進策を検討してはどうか。また、行政が子育て支援策としてサービスの拡大をしていくことは、本当に子育て支援策といえるのか。

答 2世帯住宅や親族近居の推進については、その意識の変革に対して相応の時間がかかると考えている。今後、少子・高齢化が進む中において、本市は平成5年度に「家族の日」を制定し、家族を見つめ直す機会を設けており、この啓発を進めている。

また、地域で支え合う社会の構築、地域コミュニティの復権が最も重要であるとの認識に立ち、「小地域高齢者のつどい」や「子育てサロン」の推進基盤となっている「ふれあい活動推進協議会」をはじめとして、

地域でのさまざまな福祉活動を支援することが必要と考えている。

このため、地域福祉支援員を配置し、的確なアドバイスや情報提供などの側面的な支援を行うことにより、「福祉でまちづくり」のイメージの実現や困

り事の解決などを図る。これらの活動を通じて地域での重層的なつながりを再構築し、さらなる地域福祉の推進に努めていく。

近年の子育て家庭を取り巻く環境の変化や多様なニーズに対応できるよう、各種サービスを提供するだけでなく、保護者としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら子育てができるよう子育て学習機会の充実を図ることは必要であると認識しており、今後とも可能な限り地域の方々の力もおりし、地域社会で「子育て、子育て、親育ち」を応援していくことが必要であると考えている。

ボランティアグループの育成と助成金

問 助成金の対象を三田ボランティア連絡会の加入団体でなければならぬとする条件は市の「市民活動支援基本方針」と相反するのではないか。

答 市民活動支援基本方針では、市民の活動団体において社会性、公益性があり、お互いに特性を理解し、他のグループと互いに協力し合い、その力を発揮できるように連携協力することである。地域の課題解決が期待できるとの定義もされていることから、基本方針に合致していると考えている。社会福祉協議会が三田ボランティア連絡会加入を助成の条件としたことについても、補助する市としては、支障がないものと考えている。

子育て支援の充実

しかし、各団体からいろいろ意見を伺っており、確かに問題点があることも十分把握している。

現在、市民活動支援基本方針に基づき、各団体への助成要綱などを検討しているところである。この中でこれらの問題も含めて、どういった形で助成を行っていくのか、今年度中に取りまとめたいと考えている。特に団体が行う公益的な事業に対して支援を行い、自立を促していくといった基本的な方向で助成要綱を作成していきたいと考えている。

子どもに関する窓口の統合

問 就学前の子どもに対するサービスとしての幼保窓口の総合配置や組織改正の考え方について伺いたい。

答 行動計画の重点プロジェクトとして子どもをキーワードとした組織サービス体制の検討を掲げている。既に17年度から18年度にかけて、庁内で重点プロジェクト推進チーム、推進会議

を組織し、健康福祉部と教育委員会を中心に、子どもに関する所管会議、子どもに関する事業を所管する担当課に対して、各種サービスの現状を踏まえながら、課題の整理研究を行い、組織統合の方向を検討する。今後、利便性や効率性、総合性、相談体制なども踏まえながら、幼稚園と保育所を所管する窓口の統合配置も含め、さらに検討する。

子どもに関する窓口の統合

問 これからの子育て支援や教育の充実を図るため、どうしても教育と福祉部局の連携が欠かせないものとなる。子どもに関するすべての事業を担う、例えば「子ども課」のような窓口の一本化が必要であると考えているがどうか。また、子育て支援充実のための予算配分はできるのか。当局の見解について伺いたい。

答 子どもに関する事業のすべてを担う担当課の設置については、第3次総合計画ではこれまでのような福祉、教育といった縦割りの施策の体系ではなく、充実した生涯生活づくりの中で、健やかな子どもへの育成として乳幼児から高校、大学生世代までの子どもの育成に係る施策を一つの体系として整理し、諸施策の展開を図っていく。

また、平成17年に策定した「三田市次世代育成支援地域行動計画」においても、子どもをキーワードとした組織サービス体制の検討を重点プロジェクトとして位置づけていく。

エクトとして位置づけていく。

今後は、幼・保一元化の取組みや子どもの安心、安全施策の推進など一体的に対応できる組織体制について検討していきたい。

次に、子育て支援に係る思い切った予算配分については、地方分権の進展によって都市間競争は一層激しくなっており、その中で三田市に在りてもらうためには、地域の特色を十分に生かしながら、単なる予算のばらまきではなく、乳幼児から成人前までの子どもたちにとって育ちやすい社会環境の整備や子育てを支援するためのサービスの充実といった部分へ重点化を図っていきたい。

危機管理体制

問 近年の風水害において各地で被害が発生しており、災害時要援護者が逃げ遅れるなどの問題が発生している。災害時要援護者名簿を作成し、支援する必要があると思いが、当局の見解を伺いたい。

答 災害時において、災害時要援護者を含む市民の方々に迅速かつ安全に避難していただくことは災害対応の基本であり、その体制づくりや周知方法の整備に努めている。今年7月に健康福祉部、消防本部及び総務課で構成する災害時要援護者対策検討委員会を設置し、災害時に迅速に対象区域の要援護者を抽出して避難支援ができ、かつ防災関係部局が情報を共有できる災害時要援護者台帳システムの開発に着手している。

また、職員だけでなくすべての要援護者支援を行うことは不可能であるので、個人情報に十分留意しながら、民生委員、消防団などと連携が図れる体制の構築、そして近隣の住民同士で支援協力できるような仕組みづくりなど、その啓発方法について検討していく予定である。

街路樹植栽マス

問 現在、植栽マスに低木などが無い場合、雑草などが繁り、景観上好ましくない。そこで、街路樹の植栽マスにマツバギクなどをグラウンドカバーとして植栽すれば、クリーン・デーにおける除草など市民の負担軽減やゴミの減量化にもつながると思われ。当局の見解を伺いたい。

答 市内の街路樹の植栽マスにはヒラドツツジやサツキなどの低木を植栽している箇所や植栽のない箇所があり、それぞれ植栽管理として年に二、三回の除草作業を行っている。

植栽マスにグラウンドカバーとしてマツバギクを植栽することについては、マツバギクの特性などを確認したところ、多年草であることから植えかえによる手間や費用がかからず、乾燥や寒さにも比較的強く、維持管理がしやすいという特性が認められた。また根が浅いことから樹木の水分吸収など、樹木本体の生育にもほとんど影響がなく、植栽マスを乾燥から保護するためのグラウンドカバーとして適している。マツバギクの植栽により年間常緑となると、クリーン・デーにおける除草など市民の方々の負担軽減にもつながるものと考えている。

グラウンドカバーによる緑被化を通じ景観形成を行うとともに、間接的にはヒートアイランド現象への市民啓発に役立つと思われることと雑草など処分量の減量化も行えることから、植栽マスにおけるマツバギクなどによるグラウンドカバー化を積極的に取り組んでいきたい。



▲連日の大雨による土砂崩現場(小野)

